(九)　特定地上基幹放送事業者が分割をした場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなすこととした。

(十)　認定基幹放送事業者は基幹放送の業務に用いる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）を、特定地上基幹放送事業者は自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を、基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととした。

(十一)　認定基幹放送事業者は基幹放送設備に、特定地上基幹放送事業者は特定地上基幹放送局等設備に、基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととした。

(十二)　総務大臣は、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備が技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するようにそれらを改善すべきことを命ずることができることとした。

(十三)　総務大臣は、技術基準適合維持義務、重大事故の報告義務、設備の改善命令の施行に必要な限度において、基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送設備等の状況等の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備等を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができることとした。

(十四)　基幹放送局提供事業者であって基幹放送事業者を兼ねるものは、基幹放送局設備及び特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況等を公表しなければならないこととすることとした。

(十五)　その他規定の整備をすることとした。

一　一般放送に関する事項（第二条関係）

(一)　基幹放送以外の放送（一般放送）の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受け又は総務大臣に届出をしなければならないこととすることとした。

(二)　一般放送事業者の定義を、一般放送の業務を行うために総務大臣の登録を受けた者及び総務大臣に届出をした者とすることとした。

(三)　一般放送の業務の登録を受けた者（以下「登録一般放送事業者」という。）は、その登録に係る電気通信設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととすることとした。

(四)　登録一般放送事業者は、登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととすることとした。

(五)　総務大臣は、登録に係る電気通信設備が技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができることとすることとした。

(六)　総務大臣は、登録一般放送事業者に対し、登録に係る電気通信設備の状況等の報告を求め、又はその職員に、電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができることとすることとした。

(七)　登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者（指定再放送事業者）は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、その放送対象地域に当該区域を含むすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととすることとした。

(八)　有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あっせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとするほか、当該一般放送事業者は総務大臣の裁定を申請することができることとすることとした。

(九)　その他規定の整備をすることとした。

二　有料放送に関する事項（第二条関係）

(一)　有料放送事業者は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について有料基幹放送契約約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならないこととし、当該有料基幹放送契約約款以外の提供条件による有料基幹放送の役務の提供を禁止するとともに、当該有料基幹放送契約約款を公表し、掲示することとすることとした。

(二)　有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならないこととすることとした。

(三)　有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならないこととすることとした。

(四)　有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を業として行う者は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結等をしようとするときは、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならないこととすることとした。

(五)　有料放送事業者及び有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととした。

(六)　有料放送管理業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととし、当該届出をした有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定等のその業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととすることとした。

(七)　総務大臣は、有料基幹放送契約約款に定める提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認める場合は変更を命ずることができることとし、(四)及び(五)の義務に違反したときは、業務の方法の改善等の措置を命ずることができることとすることとした。

(八)　その他規定の整備をすることとした。